

火災等被災者支援に関 する各種制度の概要

八街市

令和3年5月

目次

所得税の控除申告等・・・P 1

市税等の徴収猶予制度・・・P 2

年金手帳・証書再発行、国民年金保険料免除申請・・・P 3

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免・・・P 4

国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証及び後期高齢者被保険者証等の再発行・・・P 5

重度心身障害者医療費助成受給券再発行・・・P 6

福祉サービス受給者証等再発行・・・P 7

各種障害者手帳所持者、自立支援医療受給者票所持者に対する居所（短期入所等）の相談・・・P 8

補装具の再交付相談・・・P 9

児童扶養手当証書の再発行・・・P 1 0

ひとり親家庭等医療費助成受給券の再発行・・・P 1 1

保育料・給食費の減免・・・P 1 2

延長保育料の減免・・・P 1 3

支給認定証の再発行・・・P 1 4

子ども医療費助成受給券の再発行・・・P 1 5

火災廃棄物の受入・・・P16

シャワー室の利用・・・P17

市営住宅・・・P18

下水道に関する届出等・・・P19

水道料金等の減免・納入猶予について・・・P20

就学援助制度・・・P21

シャワー室の利用②・・・P22

所得税の控除申告等

所得税の確定申告で雑損控除を申告することにより、所得税等が下がる場合があります。

お手続きに必要なもの

確定申告書

源泉徴収票

り災証明書

マイナンバーカードの写し など

※詳しくは成田税務署にご確認ください。必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請及び問い合わせ先

成田税務署 成田市加良部1丁目15番地 TEL0476-28-5151

(JR成田線成田駅西口から徒歩約15分)

お問い合わせ

八街市総務部課税課 (市役所第1庁舎1F)

TEL : 043-443-1116

市税等の徴収猶予制度

震災、風水害、火災などの災害を受け、市税等を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により一定期間、徴収が猶予される制度があります。

徴収猶予の効果

- ・ 徴収猶予の期間内は、督促や差押えなどの滞納処分が行われません。
- ・ 徴収猶予期間に対応する延滞金が全額免除となります。
- ・ すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。

お手続きに必要なもの

- ・ 徴収猶予申請書
- ・ 財産目録
- ・ 収支明細書
- ・ 災害の事実を証する書類

※徴収猶予を受けようとする金額、期間により担保の提供が必要となる場合があります。
災害により税金を納めることができない場合は、まずは下記担当課にご相談ください。
必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

納税課窓口（市役所第1庁舎1F）

お問い合わせ 八街市総務部納税課（市役所第1庁舎1F） TEL：043-443-1115
--

年金手帳・証書再発行

国民年金保険料免除申請

火災等により年金手帳や年金証書を焼失された場合、再発行ができます。
また、火災等により住宅又は家財について大きな被害を受け、保険料の納付が困難なときは、申請により年金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

お手続きに必要なもの

※本人確認書類

- 1点で有効なもの ・顔写真付きの身分証明書
- 2点で有効なもの ・保険証、通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど

○年金証書

年金事務所または国保年金課の窓口にて備えてある申請はがきで、年金事務所に申請してください。なお、再交付までに1～2週間ほどかかります。

○年金手帳

現在加入している年金によって窓口が異なります。

厚生年金、共済年金加入中の方は、勤務先を通じて再交付の手続きをお願いします。
国民年金加入中の方は、国保年金課窓口にて申請ができます。
なお、手帳は年金事務所から郵送されるため、再発行までに1ヶ月前後かかります。

○免除申請

国保年金課にて申請ができます。

被保険者が所有している住宅・家財その他の財産につき被害額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方が対象となります。

原則として、り災証明書の写しが必要となります。

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

八街市市民部国保年金課（市役所第1庁舎1F）

TEL：043-443-1139

国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料の減免

火災等により、住宅又は家財について滅失又は損害を受けられた方が、市税等の減額又は免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※火災保険等で補填される場合は、減免が受けられない場合があります。

○国民健康保険税

必要書類・・・減免申請書、罹災証明書（写し）

対 象・・・損害程度が30%以上の場合、該当となります。

○介護保険料

必要書類・・・減免申請書、罹災証明書（写し）

対 象・・・損害程度が20%以上の場合、該当となります。

○後期高齢者医療保険料

必要書類・・・減免申請書、罹災証明書（写し）

対 象・・・損害程度が20%以上の場合、該当となります。

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

八街市市民部国保年金課（市役所第1庁舎1F） 電話043-443-1139

◎介護保険料について

八街市市民部高齢者福祉課（市役所総合保健福祉センター1F） 電話043-443-1491

国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証 及び後期高齢者被保険者証等の再発行

火災等により国民健康保険被保険者証や介護保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を焼失された場合、再発行致します。

お手続きに必要なもの

- ・ 窓口にお越しの方の本人確認書類
- ・ 破損した場合は、破損した保険証

※本人確認書類

- ・ 1点で有効なもの
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、福祉手帳など顔写真つきもの。
- ・ 2点で有効なもの
保険証、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、年金手帳、市発行の納付書等

※建物全焼などで、本人確認書類をご用意できない場合は、ご本人に窓口へお越しいただき、口頭にて本人確認をすることで再発行手続きが可能ですので、ご相談ください。

お問い合わせ

◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

八街市市民部国保年金課（市役所第1庁舎1F） 電話043-443-1139

◎介護保険料について

八街市市民部高齢者福祉課（市役所総合保健福祉センター1F） 電話043-443-1491

重度心身障害者医療費助成受給券再発行

火災等により重度心身障害者医療費助成受給券を焼失された方には、再度発行します。

お手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 障害者手帳
- ・ 健康保険証（同じ保険に加入している方全員分・写し可）
- ・ マイナンバー（個人番号のわかるもの）

※代理人による申請もできます。必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

障がい福祉課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市 市民部 障がい福祉課

（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1649

福祉サービス受給者証等再発行

火災等により福祉サービス受給者証を焼失され、引き続き福祉サービス受給者証が必要な方は、再度発行します。

お手続きに必要なもの

- ・印鑑

※代理人による申請も可能です。必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

障がい福祉課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市 市民部 障がい福祉課

（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1649

各種障害者手帳所持者、自立支援医療受給者 票所持者に対する居所（短期入所等）の相談

火災等により居所を失った場合、居所の相談に応じます。

お手続きに必要なもの

・印鑑

※代理人による相談も可能です。必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

障がい福祉課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ 八街市 市民部 障がい福祉課 （市役所総合保健福祉センター 1F） TEL：043-443-1649
--

補装具の再交付相談

火災等により補装具を焼失され、引き続き補装具が必要な方は、再交付します。

お手続きに必要なもの

・印鑑

※代理人による相談も可能です。必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

障がい福祉課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ 八街市 市民部 障がい福祉課 （市役所総合保健福祉センター 1F） TEL：043-443-1649
--

児童扶養手当証書の再発行

児童扶養手当証書を汚損・紛失された方については再発行が可能です。

お手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

子育て支援課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市市民部子育て支援課（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1693

ひとり親家庭等医療費助成受給券の再発行

ひとり親家庭等医療費助成受給券を汚損・紛失された方については再発行が可能です。

お手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

子育て支援課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市市民部子育て支援課（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1693

保育料・給食費の減免

保育料・給食費の減免適用が可能です。

お手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類
- ・ 罹災証明

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

子育て支援課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市市民部子育て支援課（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1693

延長保育料の減免

延長保育料の減免適用が可能です。

お手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類
- ・ 罹災証明

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

子育て支援課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市市民部子育て支援課（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1693

支給認定証の再発行

支給認定証を汚損・紛失された方については再発行が可能です。

お手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類
- ・ 罹災証明

※必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

子育て支援課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市市民部子育て支援課（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1693

子ども医療費助成受給券の再発行

火災等により子ども医療費助成受給券を焼失・破損等した場合、再発行します。
また、住所を変更したなど内容に変更があったときは、手続きをお願いします。

お手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・汚損、き損の場合は、現在持っている受給券
- ・子どもの健康保険証
- ・申請者（保護者）の本人確認ができるもの

※本人確認書類や子どもの健康保険証をご用意できない場合でも、申請者（保護者）に窓口へ来ていただき、口頭で本人確認をすることで再発行が可能ですので、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

健康増進課窓口（市役所総合保健福祉センター 1F）

お問い合わせ

八街市市民部健康増進課（市役所総合保健福祉センター 1F）

TEL：043-443-1631

火災廃棄物の受入

火災により発生した廃棄物の受入を行います。

受入にあたっての注意事項

事前にクリーン推進課職員による現地確認への立ち会いをお願いします。
り災証明書を確認し、分別方法や搬入方法等をご説明し、搬入証をお渡しします。
※事業系の廃棄物については、別途ご相談ください。

受入場所、時間等

八街市クリーンセンター

住 所 八街市用草500

電 話 043-443-6937

受入時間 月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:30

土曜 9:00～12:00

日曜、祝日はお休みです。

お問い合わせ

八街市経済環境部クリーン推進課（八街市クリーンセンター内）

TEL：043-443-6937

シャワー室の利用

火災により入浴が困難な方は、クリーンセンター管理棟のシャワー室（男性用2基、女性用1基）をご利用いただけます。

利用にあたっての注意事項

浴槽はございません。シャワーのみとなります。

また、石鹸やシャンプー、タオル等は各自でご用意ください。

事前にクリーン推進課までご連絡ください。

利用時間

月曜～金曜 9：00～12：00 13：00～16：30

土曜 9：00～12：00

日曜、祝日はお休みです。

お問い合わせ

八街市経済環境部クリーン推進課（八街市クリーンセンター内）

TEL：043-443-6937

市営住宅

一時入居

市内に居住しており、火災等により居住していた住宅を失った場合、緊急の避難先として一時入居ができる制度があります。ただし、市営住宅に一時入居のための空室がある場合に限りです。

特定入居

市内に居住しており、火災等により居住していた住宅を失った方で、八街市営住宅管理条例第5条に規定する資格（収入基準等）に該当する方は、市営住宅に公募によらない特定入居ができる制度があります。ただし、市営住宅に空室がある場合に限りです。

※条例に該当するかどうかは、窓口・書類にて確認を行いますので、詳しくはご相談ください。

手続きに必要なもの

- ・ 被災したことがわかる書類（被災証明書など）
 - ・ 申込書類等一式
- （一時入居と特定入居で、必要な書類は変わります。詳しくはお問い合わせください。）

※一時入居を希望される方で、手続き時に被災したことがわかる書類の提出ができない場合は、後日の提出でも構いません。

申請場所

都市計画課窓口（市役所第3庁舎1F）

お問い合わせ 八街市建設部都市計画課（市役所第3庁舎1F） TEL：043-443-1430
--

下水道に関する届出等

【受益者負担金の支払い猶予について】

受益者負担金を納付中の方で、被災されたことにより納付することが困難と認められる場合は、1年間を限度として支払いを猶予できる制度がありますので、ご相談ください。

お問合せ

八街市建設部下水道課（市役所第3庁舎2F）

TEL：043-443-1440

水道料金等の減免・納入猶予について

被災された住居等における水道料金、手数料、負担金の軽減・免除、もしくは徴収を猶予することができる場合がありますので、ご相談ください。

受付窓口・申請場所

ヴェオリア・ジェネッツ(株)八街営業所

〒289-1105

八街市八街ほ584-5

電話 043-443-5595

八街市水道課

〒289-1106

八街市榎戸415

電話 043-443-0677

お問い合わせ 八街市水道課 業務班 TEL：043-443-0677
--

就学援助制度

災害や家庭状況の変化等により、前年より収入が減ってしまった方は、次年度の給食費や学用品費等の援助が受けられる場合があります。

お手続きに必要なもの

- ①申請書（市立小・中学校 または 学校教育課窓口で配布しています）
- ②前年の収入が確認できる書類（源泉徴収票もしくは確定申告書の写しなど）
- ③（児童扶養手当を受給している場合）児童扶養手当証書の写し
- ④（年金を受給している場合）前年の年金受給額が確認できる書類
- ⑤（保険料等の免除を受けている場合）年金等保険料免除（減免）承認通知書の写し
- ⑥（保護者の疾病により働けない場合）医師の診断書

※注意点

- ・収入額によっては、援助の対象とならない場合があります。
- ・収入が全く無かった場合も、確定申告書または住民税の申告書の写しが必要です。
- ・収入の確認書類は、同居している方（世帯を分けている方含む）全員分が必要です。
- ・必要なものがご用意できない場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

申請場所

八街市立小・中学校（お子様が通学している学校へご相談ください）

お問い合わせ

八街市 教育委員会 学校教育課
（八街市総合保健福祉センター3F）
TEL：043-443-1446

シャワー室の利用②

火災により入浴が困難な方は、スポーツプラザのシャワー室をご利用いただけます。

利用にあたっての注意事項

浴槽はございません。シャワーのみとなります。
また、石鹸やシャンプー、タオル等は各自でご用意ください。
事前にスポーツプラザまでご連絡ください。

利用時間

火曜～日曜 9：00～17：00
月曜および祝日の翌日はお休みです。

お問い合わせ スポーツプラザ TEL：043-443-8003
